

厚生労働省和歌山労働局  
田辺労働基準監督署 発表  
令和7年7月8日

担	厚生労働省和歌山労働局 田辺労働基準監督署
当	署長 山田悦史 ○監督課長 梶原圭佑 電話番号 0739 (22) 4694

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～労働者死傷病報告の提出義務違反（いわゆる労災かくし）の疑い～

本日、田辺労働基準監督署（署長 山田悦史）は、労働者を雇用する<sup>きせい</sup> 労働安全衛生法の代表者A及び就業先であるアクネコーポレーションの代表者Bを、労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁田辺支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

労働者が労働災害により負傷し、4日以上休業したにもかかわらず、遅滞なく、労働者死傷病報告書を田辺労働基準監督署長に提出しなかった疑い。

### 1 被疑者

- （1）労働安全衛生法 代表者A（派遣元事業者、45歳、男性）
- （2）アクネコーポレーション 代表者B（派遣先事業者、55歳、男性）

### 2 違反条文

- （1）労働安全衛生法 代表者Aについて  
労働安全衛生法違反  
同法第100条第1項  
労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）  
同法第120条第5号（罰則）
- （2）アクネコーポレーション 代表者Bについて  
労働安全衛生法違反  
同法第100条第1項  
労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）  
同法第120条第5号（罰則）  
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律  
第45条第15項（労働安全衛生法の適用に関する特例等）

### 3 被疑内容

令和6年11月30日、西牟婁郡白浜町内において、絆正工業からアクネコーポレーションに派遣された労働者Xが空き地となっている宅地の草刈り作業中に負傷し、4日以上休業したにもかかわらず、絆正工業の代表者A及びアクネコーポレーションの代表者Bは、それぞれ、遅滞なく労働者死傷病報告書を所轄の田辺労働基準監督署長に提出しなかった疑いがあるものです。

### 4 参考事項

労働安全衛生法では、事業者に対し、労働者が労働災害等により4日以上休業した場合には、遅滞なく労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出することを義務付けています。

派遣労働者については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第45条第15項の特例規定により、派遣元事業者のみならず派遣先事業者に対しても、労働者死傷病報告書の提出義務が課されることとなります。

労働者死傷病報告書の様式は別添1のとおりです。

### ※関係法令

#### **労働安全衛生法（抄）**

##### 第百条

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（以下省略）

##### 第百二十条

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

（一～四 省略）

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

（以下省略）

#### **労働安全衛生規則（厚生労働省令）（抄）**

##### 第九十七条

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）**

第四十五条

（1～14 省略）

- 15 前各項の規定による労働安全衛生法の特例については、同法第九条中「事業者、」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者（以下「派遣先の事業者」という。）を含む。以下この条において同じ。）」と、（中略）第百条から第百二条まで、（中略）第百六条第一項並びに第百八条の二第三項中「事業者」とあるのは「事業者（派遣先の事業者を含む。）」と（中略）して、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

（以下省略）



備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。  
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。
- 4 「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 5 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 6 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 7 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。